

K 9 3 9 - 2 術中血管等描出撮影加算

1. K 9 3 9 - 2 術中血管等描出撮影加算 500 点

注

手術に当たって、血管や腫瘍等を確認するために薬剤を用いて、血管撮影を行った場合に算定する。

通知

術中血管等描出撮影加算は脳神経外科手術、冠動脈血行再建術又は区分番号「K 8 0 3」膀胱悪性腫瘍手術の「6」においてインドシアニングリーン又はアミノレブリン酸塩酸塩を用いて、蛍光測定等により血管や腫瘍等を確認した際又は手術において消化管の血流を確認した際に算定する。なお、単にX線用、超音波用又はMRI用の造影剤を用いたのみでは算定できない。



令和2年度改訂

通知

K 9 3 9 - 2 術中血管等描出撮影加算

術中血管等描出撮影加算は脳神経外科手術、冠動脈血行再建術、区分番号「K 0 1 7」の遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）の「1」、「K 4 7 6 - 3」動脈（皮）弁及び筋（皮）弁を用いた乳房再建術（乳房切除術）、「K 6 9 5」肝切除術の「2」から「7」まで、区分番号「K 6 9 5 - 2」腹腔鏡下肝切除術の「2」から「6」まで又は「K 8 0 3」膀胱悪性腫瘍手術の「6」においてインドシアニンググリーン若しくはアミノレブリン酸塩酸塩を用いて、蛍光測定等により血管や腫瘍等を確認した際又は手術において消化管の血流を確認した際に算定する。なお、単にX線用、超音波用又はMRI用の造影剤を用いたのみでは算定できない。